

鉄道事業における旅客運賃の上限設定に係る
認可申請書

平成31年2月26日

相模鉄道株式会社

相鉄総発19第020号
平成31年2月26日

国土交通大臣
石井 啓一 殿

神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号
相模鉄道株式会社
代表取締役社長 滝澤 秀之

鉄道事業における旅客運賃の上限設定に係る認可申請書

当社では、このたび標記の旅客運賃上限を別紙のとおり設定いたしたく、
鉄道事業法第16条第1項及び同法施行規則第32条の規定に基づき関係書類を
添付のうえ申請いたします。



記

1. 氏名又は名称及び住所

神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号

相模鉄道株式会社

代表取締役社長 滝澤 秀之

2. 設定しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

西 谷 ～ 羽沢横浜国大 (相鉄・JR直通線) 2.1キロ

3. 設定しようとする旅客運賃の上限の種類、額及び適用方法

加算旅客運賃

(1) 普通旅客運賃

相鉄・JR直通線の西谷から羽沢横浜国大までの区間内を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、次の金額を加算。

一律 30円

(2) 定期旅客運賃

相鉄・JR直通線の西谷から羽沢横浜国大までの区間内を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、次の金額を加算。

ア 通勤定期旅客運賃(1か月) 1,140円

イ 通学定期旅客運賃(1か月) 430円

4. 所定運賃の設定について

鉄道事業法施行規則第32条第4項に基づき、所定運賃を上限の種類、額及び適用方法と同じものとする。

5. 実施予定日

2019年度下期開業日

6. 添付資料

(1) 新旧対照表「別紙1」

(2) 原価計算書その他の旅客運賃の上限の額の算出の基礎を記載した書類

「別紙2」

以上

新旧対照表

旧	新
<p>第一 旅客運賃の計算方法</p> <p>以下に記した額を最高額として別途定める額とする。</p> <p>1 普通旅客運賃 対キロ区間制とする。(別表のとおり)</p> <p>(1)、(2)、(3) 略</p> <p>(4) 片道普通旅客運賃の計算方</p> <p>ア 大人旅客運賃</p> <p>(ア)、(イ)、(ウ) 略</p> <p>イ、ウ 略</p> <p>2 定期旅客運賃 表定制とする。(別表のとおり)</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 定期旅客運賃の計算方(1か月運賃)</p> <p>ア 通勤定期旅客運賃 略</p> <p>ただし、いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。</p> <p>(i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間(いずみ中央～湘南台間を除く)とにまたがって乗車する場合は、840円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが6km以下の場合は420円を加算する。</p> <p>(ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は630円を加算し、同区間と上記(i)の区</p>	<p>第一 旅客運賃の計算方法</p> <p>以下に記した額を最高額として別途定める額とする。</p> <p>1 普通旅客運賃 対キロ区間制とする。(別表のとおり)</p> <p>(1)、(2)、(3) 略</p> <p>(4) 片道普通旅客運賃の計算方</p> <p>ア 大人旅客運賃</p> <p>(ア)、(イ)、(ウ) 略</p> <p><u>(イ) 相鉄・JR直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、30円を加算する。</u></p> <p>イ、ウ 略</p> <p>2 定期旅客運賃 表定制とする。(別表のとおり)</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 定期旅客運賃の計算方(1か月運賃)</p> <p>ア 通勤定期旅客運賃 略</p> <p><u>ただし、次の場合は、それぞれの額を加算する。</u></p> <p>いずみ野線内の区間を乗車場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。</p> <p>(i) 二俣川～いずみ中央間を乗車場合及び同区間と他の区間(いずみ中央～湘南台間を除く)とにまたがって乗車する場合は、840円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが6km以下の場合は420円を加算する。</p> <p>(ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は630円を加算し、同区間と上記(i)の区</p>

旧	新
<p>間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。</p> <p>イ 通学定期旅客運賃 略</p> <p>ただし、いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。</p> <p>(i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間(いずみ中央～湘南台間を除く)とにまたがって乗車する場合は、430円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが6km以下の場合は210円を加算する。</p> <p>(ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は320円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。</p> <p>(4)、(5)、(6) 略</p> <p>3, 4, 5 略</p>	<p>間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。</p> <p><u>相鉄・JR直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、1,140円を加算した額とする。</u></p> <p>イ 通学定期旅客運賃 略</p> <p><u>ただし、次の場合は、それぞれの額を加算する。</u></p> <p>いずみ野線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、いずみ野線内の乗車区間に応じ、上記運賃に次の金額を加算した額とする。</p> <p>(i) 二俣川～いずみ中央間を乗車する場合及び同区間と他の区間(いずみ中央～湘南台間を除く)とにまたがって乗車する場合は、430円を加算する。ただし、二俣川～いずみ中央間の乗車キロが6km以下の場合は210円を加算する。</p> <p>(ii) いずみ中央～湘南台間を乗車する場合は320円を加算し、同区間と上記(i)の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれの加算額を合算する。</p> <p><u>相鉄・JR直通線の西谷・羽沢横浜国大間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、430円を加算した額とする。</u></p> <p>(4)、(5)、(6) 略</p> <p>3, 4, 5 略</p>

別紙2

原価計算書その他の旅客運賃の上限の額の算出の基礎を記載した書類

(単位:百万円)

項 目	推定年度	平年度			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	計
収 入 計	733	1,468	1,648	4,736	7,852
基本運賃収入	419	840	943	2,707	4,490
加算運賃収入	268	536	602	1,730	2,868
その他収入	46	92	103	299	494
支 出 計	1,499	2,539	3,097	5,283	10,919
人 件 費	153	306	306	900	1,512
経 費	149	298	298	583	1,179
施設使用料	474	948	1,231	2,479	4,658
諸 税	12	34	45	54	133
減価償却費	598	753	1,021	1,046	2,820
雑 支 出	20	41	41	41	123
法人税等	0	0	0	0	0
事業報酬	93	159	155	180	494
差引損益	▲ 766	▲ 1,071	▲ 1,449	▲ 547	▲ 3,067
収支率(%)	48.9%	57.8%	53.2%	89.6%	71.9%

※2022年度については、相鉄・東急直通線にかかる収入および支出を含む。